

# ○水環境

## 1. 水環境調査結果の概要

公共用水域の水質常時監視は、水質汚濁防止法第16条の規定により愛知県知事が作成した公共用水域の水質測定計画及び本市の測定計画に基づき河川31地点、海域4地点で実施した。

カドミウム等の健康項目については、調査を行った公共用水域(河川12地点、海域4地点)において、環境基準を達成した。

生活環境項目については、河川において環境基準の類型指定がされている4水域(豊川中流、豊川下流、豊川放水路、梅田川)すべてで、環境基準を達成した。その他、朝倉川、柳生川など環境基準の類型指定のない河川は、概ね横ばい傾向であった。

海域においては、神野・田原地先海域(C類型)の環境基準(COD)は達成したが、渥美湾(甲)(B類型)は達成しなかった。また、三河湾(ロ)(Ⅲ類型)の環境基準(全窒素、全燐)は達成した。

地下水質概況調査(定点調査4地点、メッシュ調査2地点)で調査を行った結果、すべての地点で環境基準に適合した。

表2－水質環境基準達成状況(令和4年度)

○河川

〔○：達成 ×：未達成〕

水域名(環境基準点)	健康項目	BOD <sup>注2</sup>	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
豊川下流(吉田大橋) <sup>注1</sup>	○	○	○	○	○
梅田川(御厩橋)	○	○	○	○	○

注1:国土交通省が調査実施 / 注2:河川はBODで評価

○海域

〔○：達成 ×：未達成〕

水域区分 <sup>注1</sup>			健康項目	COD <sup>注2</sup>	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
CODに関する環境基準	全窒素及び全燐に関する環境基準	全亜鉛等に関する環境基準							
神野・田原地先	三河湾(ロ)	三河湾(ニ)	○	○	○	○	○	○	○
		三河湾(ホ)	○				○	○	○
		三河湾(ロ)	○				×	○	○
渥美湾(甲)			○	×			○	○	○

注1:海域は、本市と愛知県が実施した各環境基準点の調査結果により評価 / 注2:海域はCODで評価

(参考:環境基準の達成状況の評価について)

環境基準類型指定水域の環境基準達成状況の評価は、環境省が示す以下の基準に則って判断する。

BOD(河川)及びCOD(海域)については75%水質値<sup>※</sup>により、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては年間平均値により行い、いずれも水域内のすべての環境基準点において、その値が適合している場合を達成しているものとする。

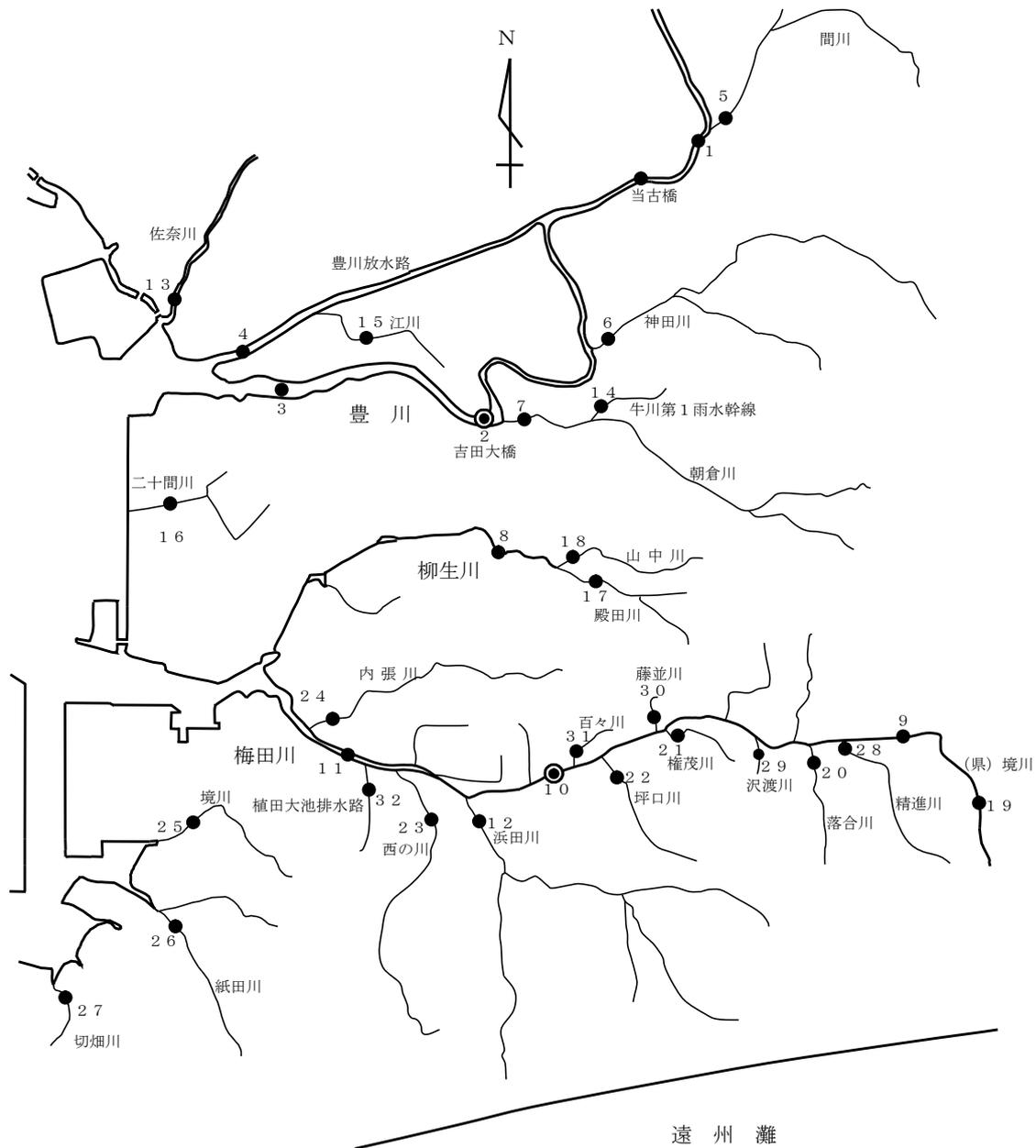
また、海域における全窒素及び全燐については、類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が適合している場合を達成しているものとする。

※ 「75%水質値」とは、年間の日間平均値の全データ(n個)をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (整数でない場合は直近上位の整数)番目にくるデータをいう。

## 2. 水質環境調査結果

### (1) 河川の水質調査結果

ア. 河川の水質調査地点図



(注) ● 調査地点  
◎ 環境基準点

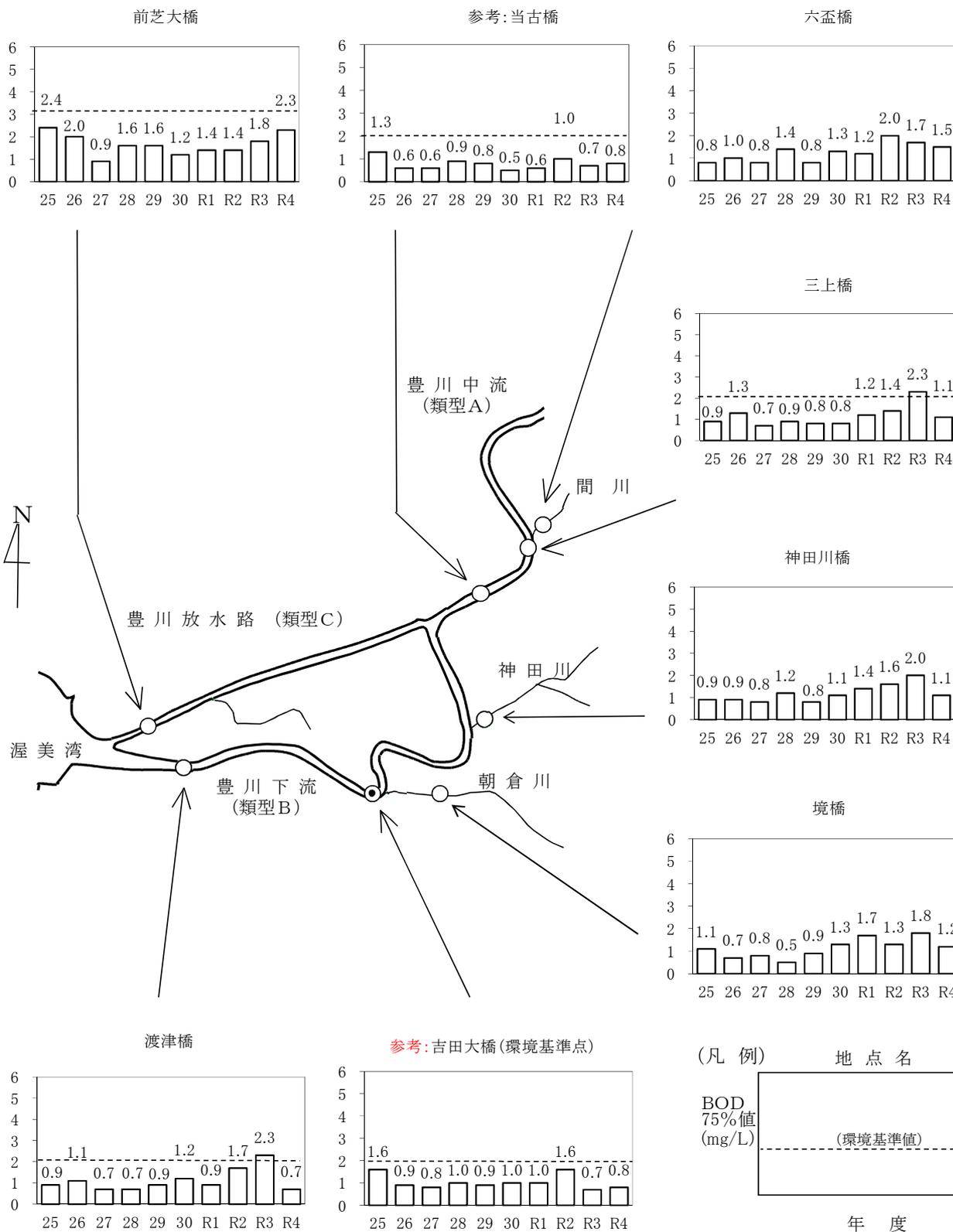
イ. 河川の調査地点及び環境基準(BOD等)の水域類型指定

水域区分	地点番号	河川名	地点名	環境基準の水域類型指定	
				類型・達成期間	指定年月日
豊川	1	豊川	三上橋	A・イ	平29. 3. 31 (昭46. 5. 25)
	参考	〃	当古橋 <sup>※1</sup>	A・イ	
	参考	〃	吉田大橋 <sup>※1,2</sup>	A・イ	
	3	〃	渡津橋	A・イ	
	4	豊川放水路	前芝大橋	B・イ	
	5	間川	六盃橋	—	平29. 3. 31 (昭50. 3. 31)
	6	神田川	神田川橋	—	
	7	朝倉川	境橋	—	
	8	柳生川	下立合橋	—	
9	梅田川	飛越橋	C・イ		
10	〃	御厩橋 <sup>※2</sup>	C・イ		
11	〃	植田橋	C・イ		
12	浜田川	佐久良橋	—		
13	佐奈川	浜田橋	C・イ		
等	14	牛川第1雨水幹線	朝倉川合流点手前	—	平29. 3. 31 (昭62. 3. 30)
	15	江川	東海道本線下	—	
	16	二十間川	二十間橋	—	
	17	殿田川	柳生川合流点手前	—	
	18	山中川	本興寺橋	—	
	19	( 県 ) 境川	東海道新幹線下	—	
	20	落合川	落合橋	—	
	21	権茂川	梅田川合流点手前	—	
	22	坪口川	坪口橋	—	
水域	23	西の川	鎌田橋	—	
	24	内張川	塩浜橋	—	
	25	境川	万溪橋	—	
	26	紙田川	境橋	—	
	27	切畑川	国道259号線下	—	
	28	精進川	梅田川合流点手前	—	
	29	沢渡川	梅田川合流点手前	—	
	30	藤並川	梅田川合流点手前	—	
	31	百々川	梅田川合流点手前	—	
	32	植田大池排水路	植田小学校北	—	

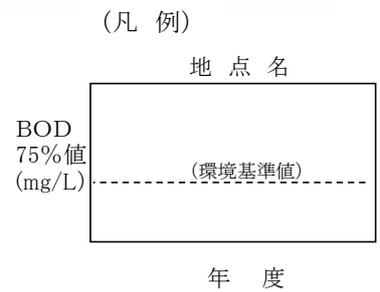
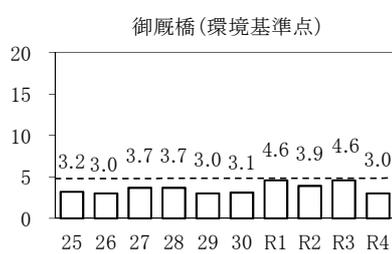
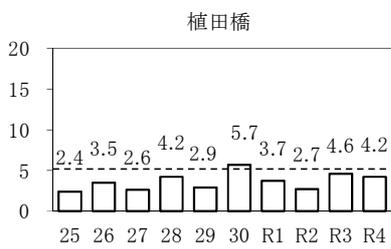
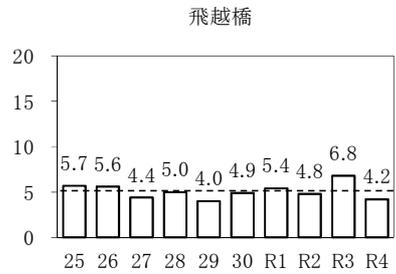
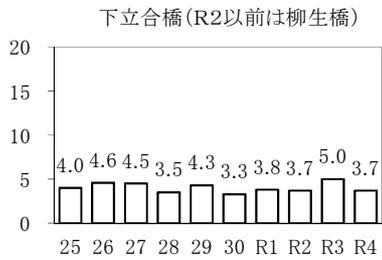
※1 当古橋及び吉田大橋は国土交通省調査地点

※2 吉田大橋及び御厩橋は環境基準点

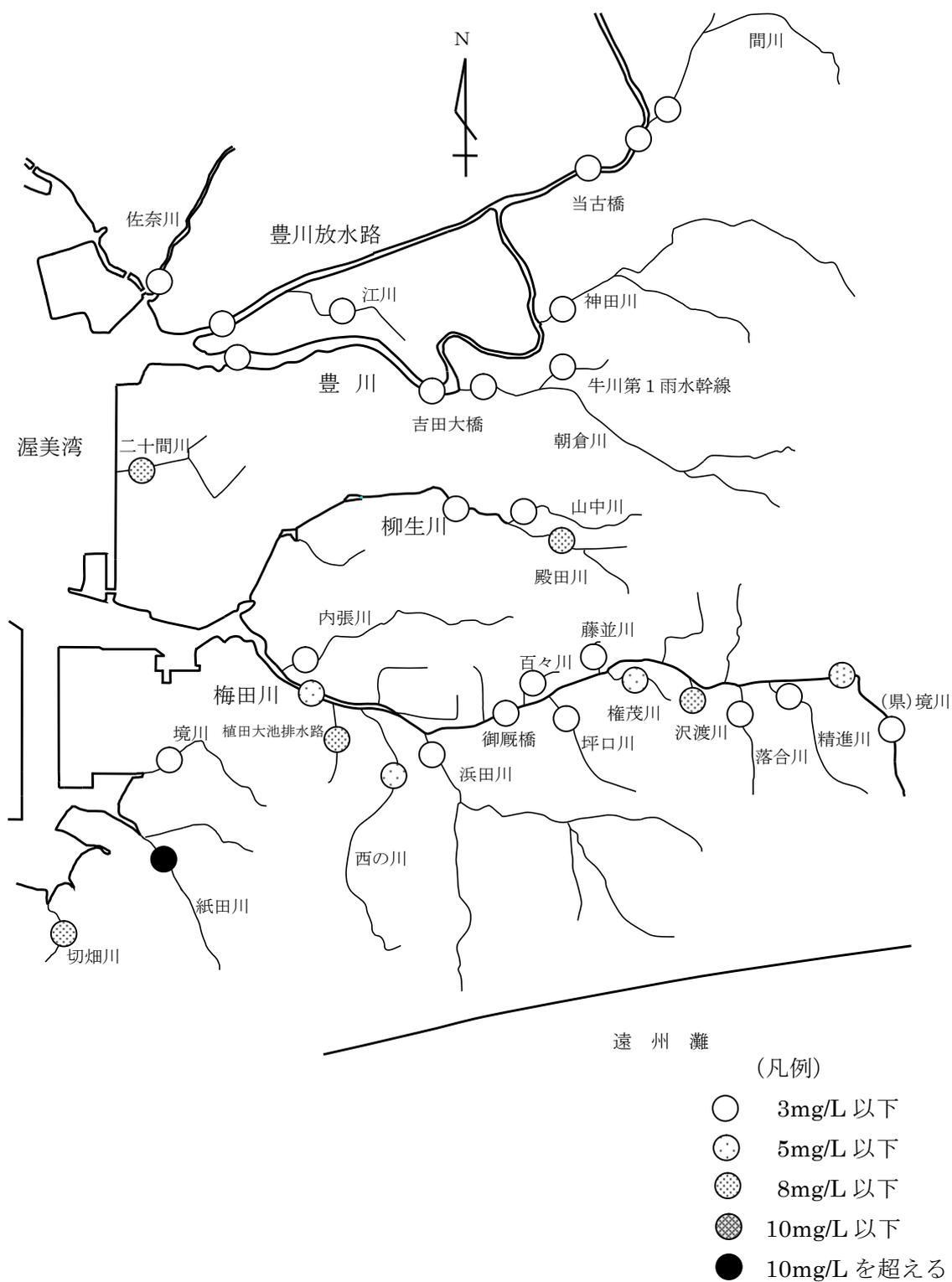
ウ. BOD75%水質値経年変化(豊川・豊川放水路・間川・神田川・朝倉川)



エ. BOD75%水質値経年変化(柳生川・梅田川)



オ. BOD 平均値による河川汚濁状況(令和4年度)



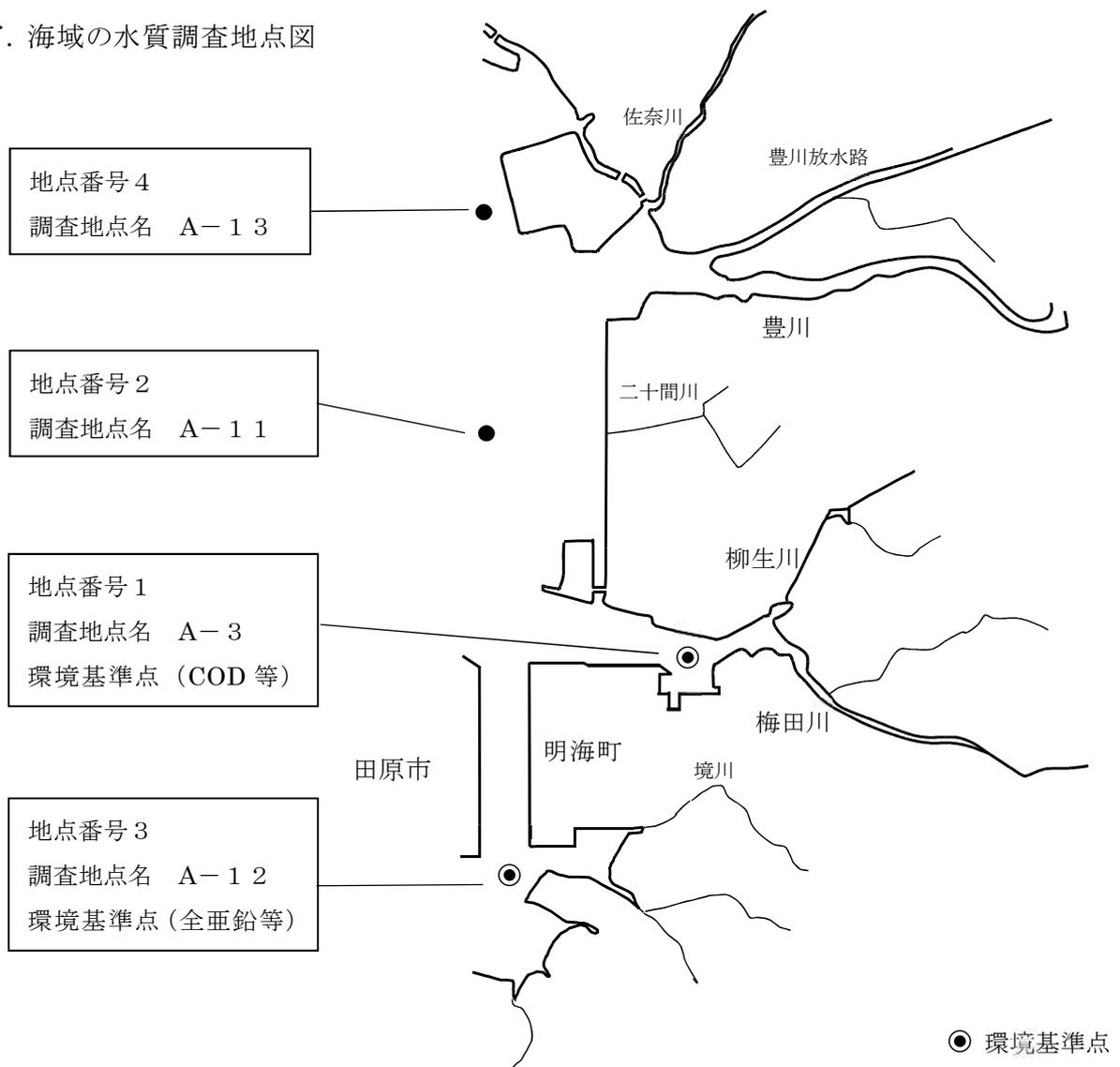
## (2) 海域の水質調査結果

### ア. 海域の調査地点及び環境基準の水域類型指定

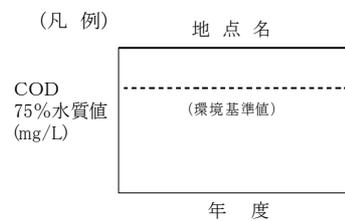
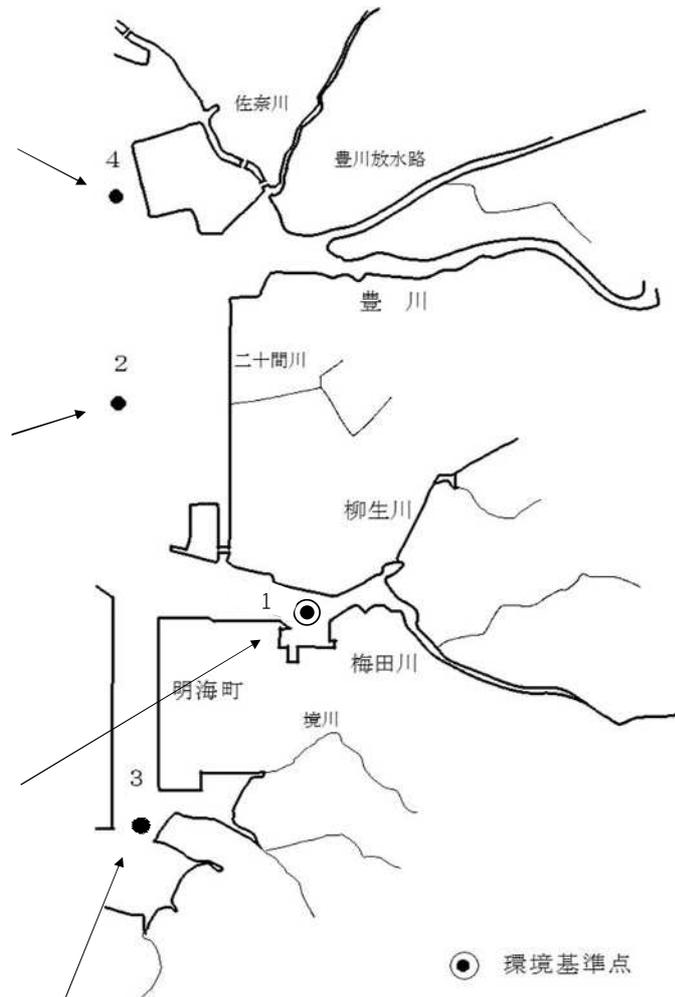
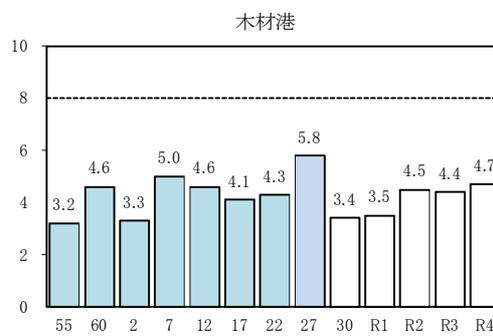
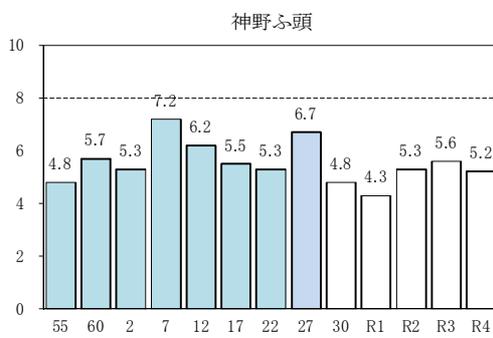
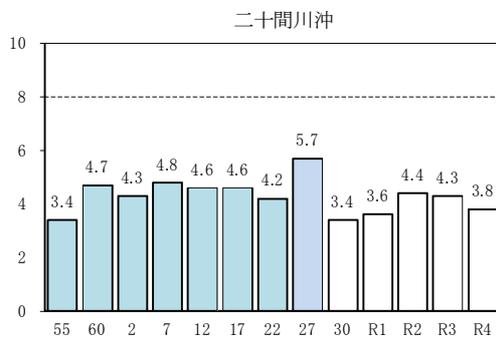
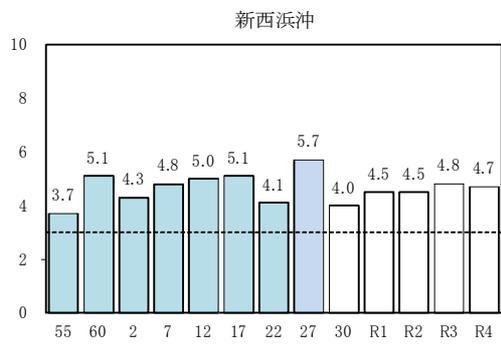
地点 番号	調査地点 地点名	環境基準					
		COD等		全窒素・全磷		全亜鉛等	
		水域名	類型	水域名	類型	水域名	類型
1	A-3 神野ふ頭	神野・田原 地先海域	C	三河湾 (口)	Ⅲ	三河湾 (二)	生物 A
2	A-11 二十間川沖					三河湾 (ホ)	生物 特A
3	A-12 木材港					三河湾 (口)	生物 特A
4	A-13 新西浜沖	渥美湾 (甲)	B			三河湾 (口)	生物 特A

(注) 【地点番号1】はCOD等、【地点番号3】は全亜鉛等に関する環境基準点

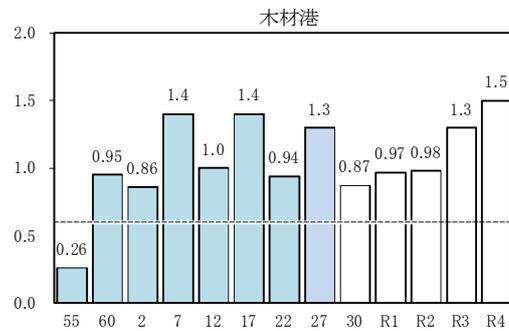
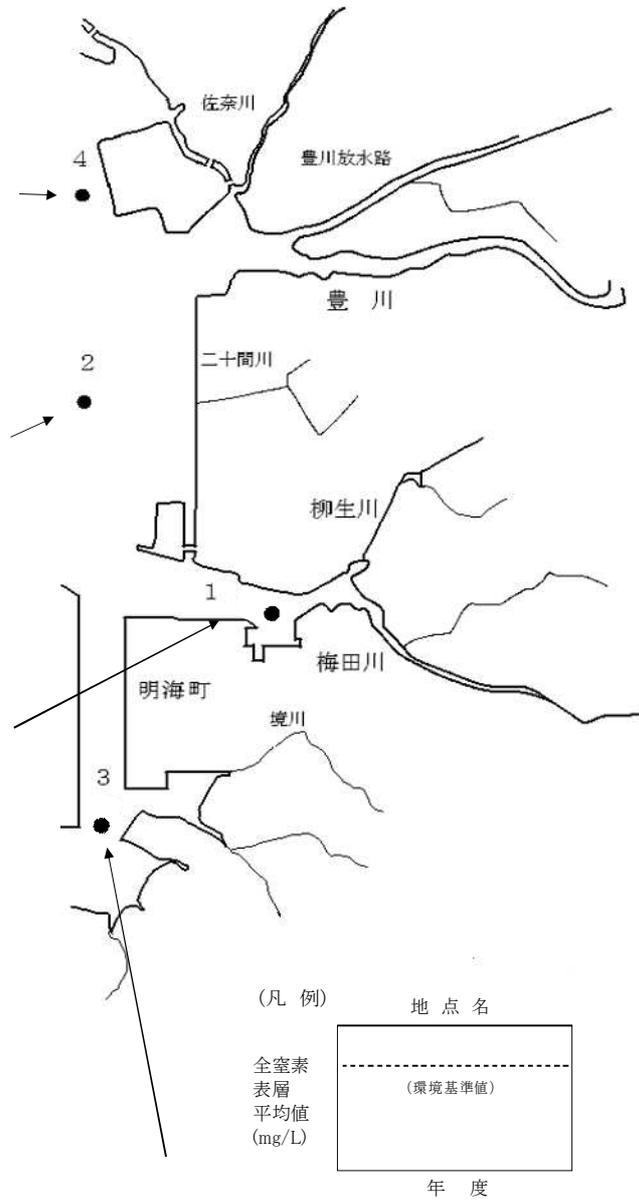
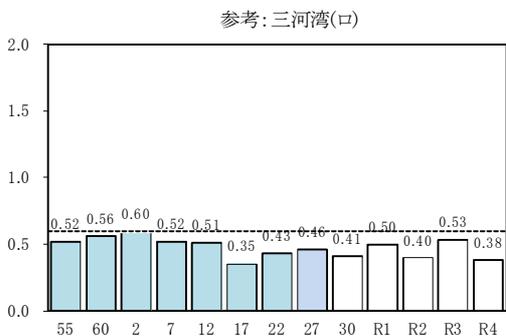
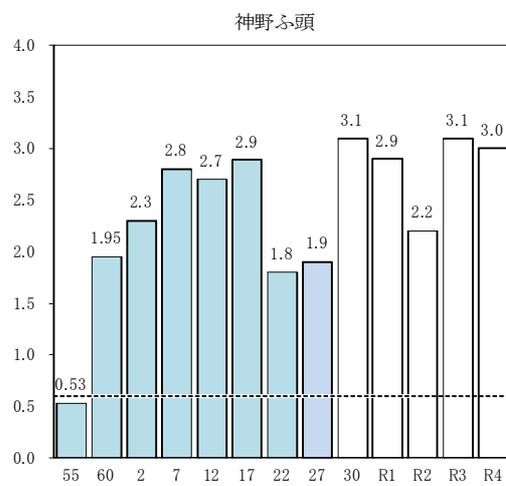
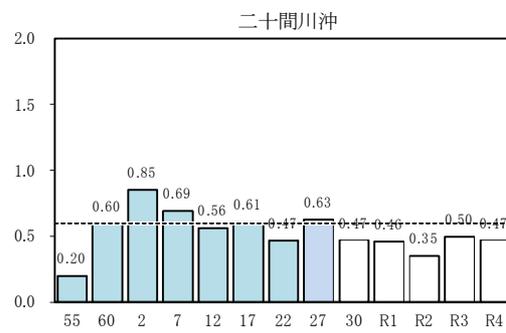
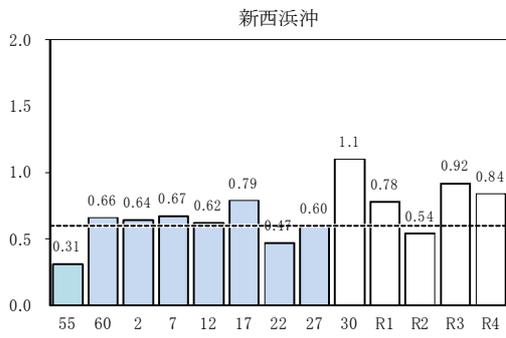
### イ. 海域の水質調査地点図



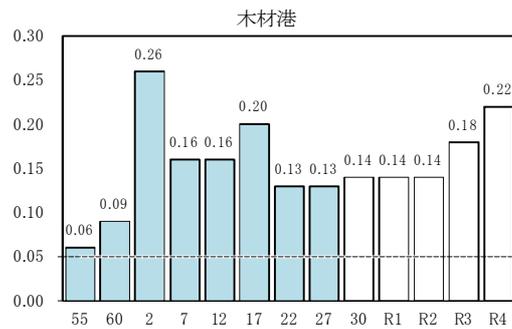
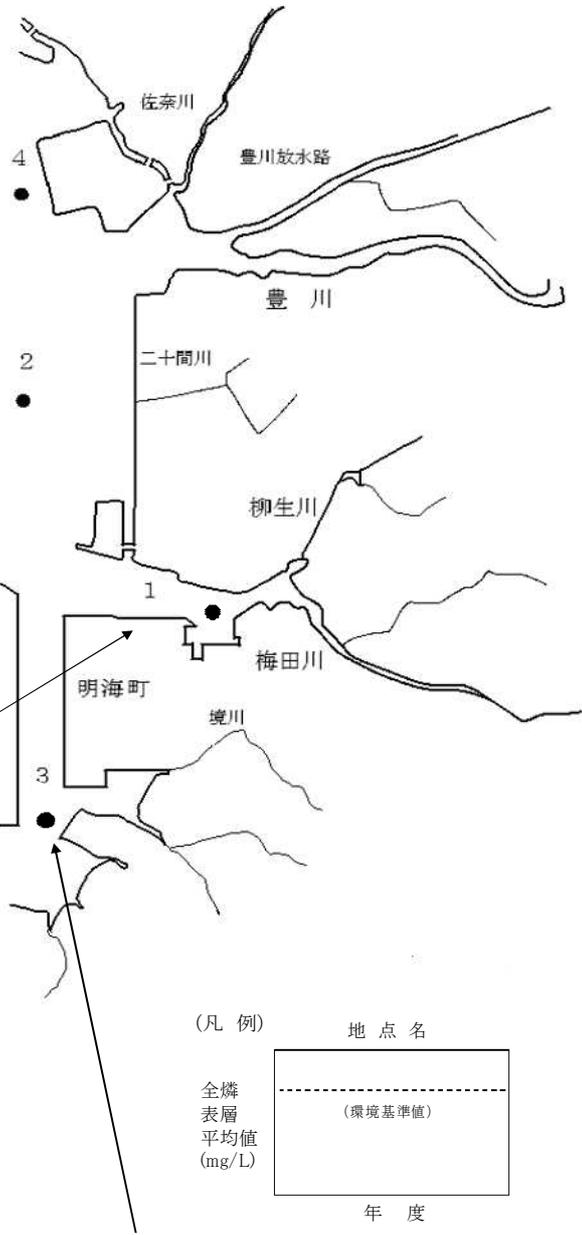
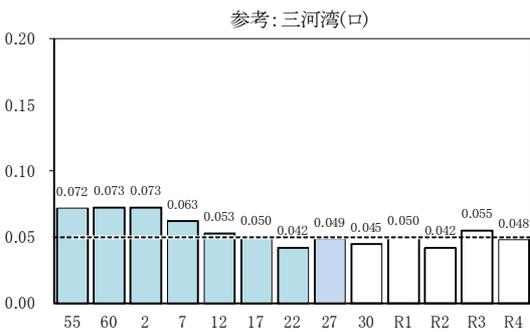
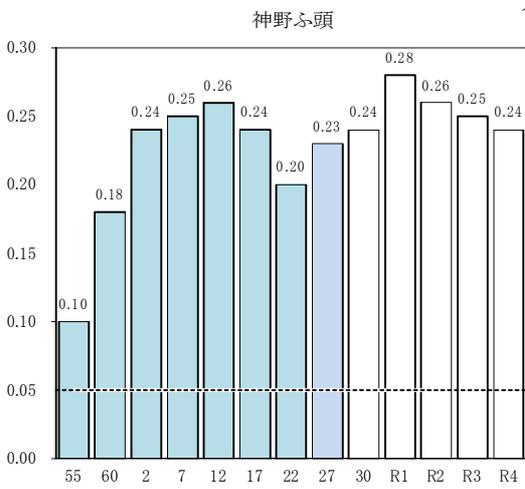
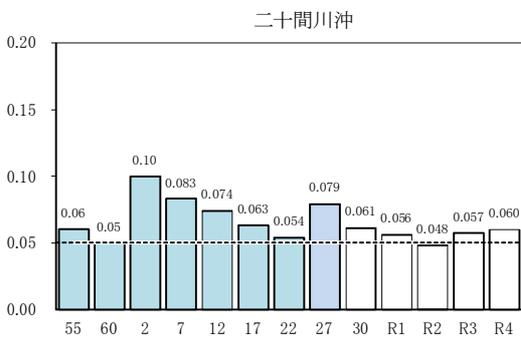
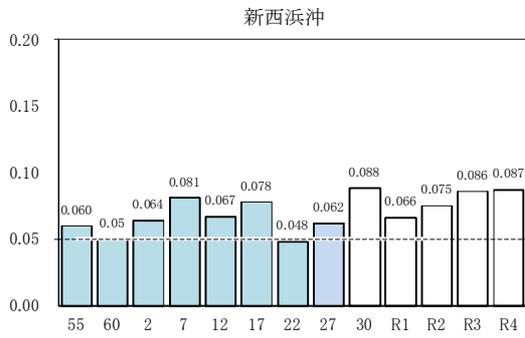
ウ. 海域の水質調査結果  
COD75%水質値経年変化



全窒素(表層の年間平均値)水質値経年変化



全磷(表層の年間平均値)水質値経年変化



### (3) 地下水の水質調査結果

地下水の水質常時監視は、水質汚濁防止法第 16 条の規定により愛知県知事が作成した地下水の水質測定計画及び本市の測定計画に基づき以下のとおり実施した。

#### ア. 調査地点数

調査区分		地点数	井戸数	調査概要
概況調査	定点調査 (定点方式)	4	4	長期的な観点から同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査
	メッシュ調査 (ローリング方式)	2	2	全市的な地下水質を把握するため毎年度調査井戸を選定し行う調査
汚染井戸周辺地区調査		2	28	概況調査又は事業者からの報告等により、新たに環境基準の超過が確認された場合に、周辺地区において汚染範囲の確認や原因究明のために行う調査
定期モニタリング (継続監視)調査		6	10	過去に環境基準の超過が判明した地域において、その後の推移を継続的に監視する調査
自主調査		1	59	法改正などに伴い、現在の状況を把握するための調査
計		15	103	

#### イ. 調査結果の概要

##### ①概況調査

環境基準が定められているカドミウム等について、計 6 地点で調査した結果、全ての地点で環境基準に適合した。

##### ②汚染井戸周辺地区調査

豊橋田原ごみ処理施設建設予定地である豊橋市資源化センター敷地内において令和 4 年 11 月 4 日に判明した砒素及びその化合物による土壌汚染に対し、当該区域から半径 250m 以内の井戸の汚染状況を調査した。計 4 地点で調査した結果、全ての地点で環境基準に適合した。また、令和 4 年 12 月 21 日に判明した六価クロム化合物による土壌汚染に対し、当該区域から半径 500m 以内の井戸の汚染状況を調査した。計 14 地点で調査した結果、全ての地点で環境基準に適合した。

向山町地内の国税庁豊橋寮跡地において令和 5 年 3 月 29 日に判明した六価クロム化合物による土壌汚染に対し、当該区域から半径 500m 以内の井戸の汚染状況を調査した。計 14 地点で調査した結果、全ての地点で環境基準に適合した。

ウ. 定期モニタリング(継続監視)調査

過去に環境基準の超過が確認された細谷町、東赤沢町、大岩町、老津町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、柱二番町のテトラクロロエチレンは、すべての調査井戸で環境基準を超過した。また、日色野町において、六価クロムの環境基準の改正(令和4年4月1日)に伴い、基準超過が確認された。

定期モニタリング(継続監視)調査結果(令和4年度)

契機	項目	調査地点	超過判明年度	調査井戸	調査結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
概況調査等	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	細谷町	平成 13 年度	細谷町(発端)	20	10 以下
				細谷町(周辺)	13	
		東赤沢町	平成 16 年度	東赤沢町(発端)	16	
				老津町(周辺)	25	
		大岩町	平成 18 年度	大岩町(発端)	11	
		老津町	平成 22 年度	老津町(発端)	37	
老津町(周辺)	29					
事業者からの報告等	テトラクロロエチレン	柱二番町	平成 13 年度	柱七番町(周辺)	0.15	0.01 以下
	六価クロム	日色野町	令和 4 年度	日色野町(発端) 日色野町(周辺)	0.02 0.04	0.02 以下

エ. 自主調査

六価クロムの環境基準値が令和4年4月1日に 0.05mg/L から 0.02mg/L へ改正されることに先立ち令和3年度に実施した事前調査について、追跡調査を行った。

その結果、日色野町で58本の井戸を調査したうち26本で改正後基準を上回った。また、隣接する前芝町でも調査を行ったが、1本の井戸で改正後基準を下回った。

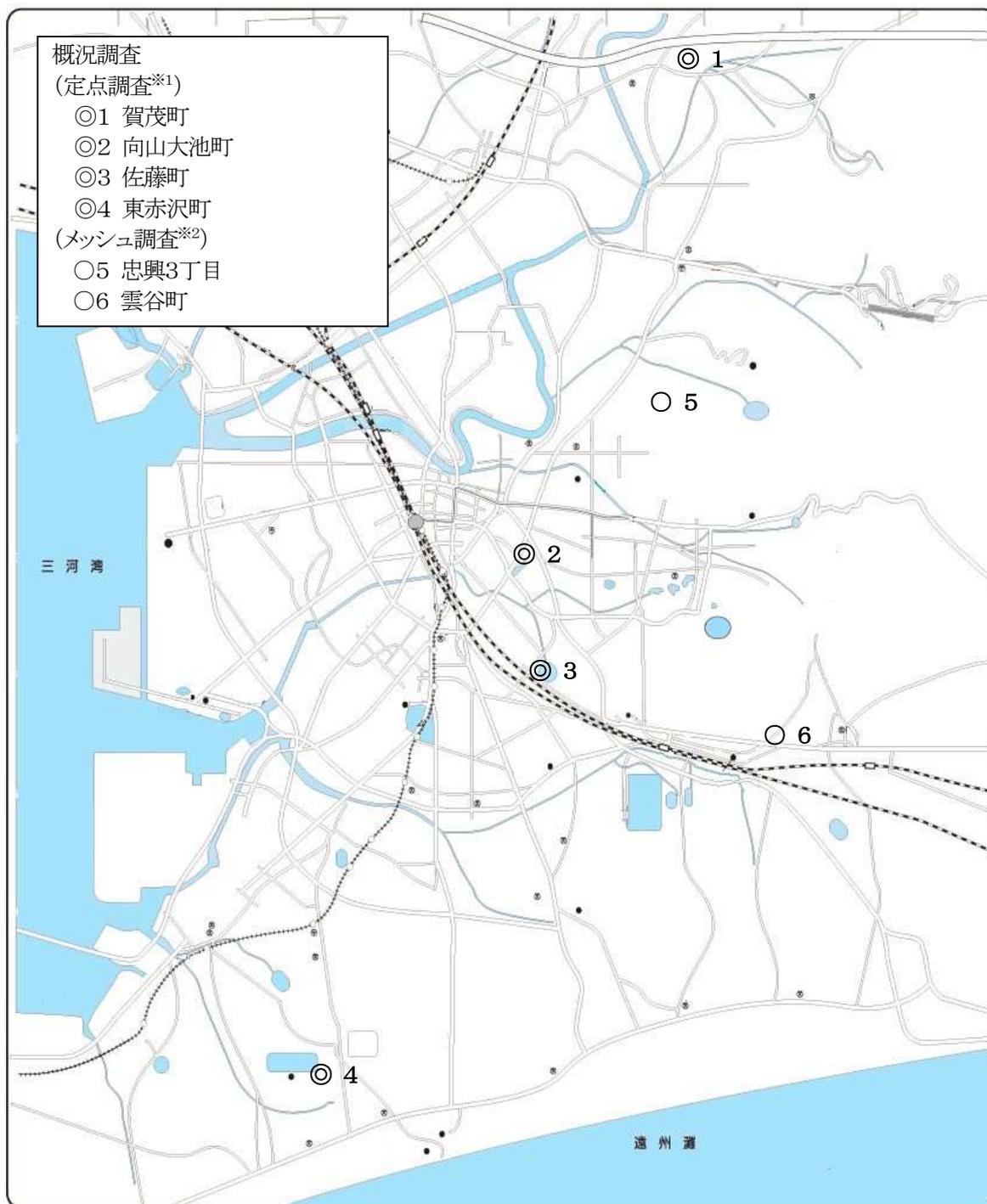
なお、改正後基準を上回った井戸所有者に対しては、飲用しないように周知した。

また、愛知県と連携し、原因調査を行ったが、周辺に六価クロムの発生源となる可能性のある事業所は存在しなかったこと等から、汚染原因の特定には至らなかった。

今後は、定期モニタリング(継続監視)調査にて実施している発端井戸と周辺井戸の2地点にて、継続的なモニタリング調査を実施する。

項目	調査地点	調査井戸数	超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準 (改正後) (mg/L)
六価クロム	日色野町	58	26	<0.01~0.04	0.02以下
	前芝町	1	0	<0.01	

## 地下水質概況調査地点図(令和4年度)



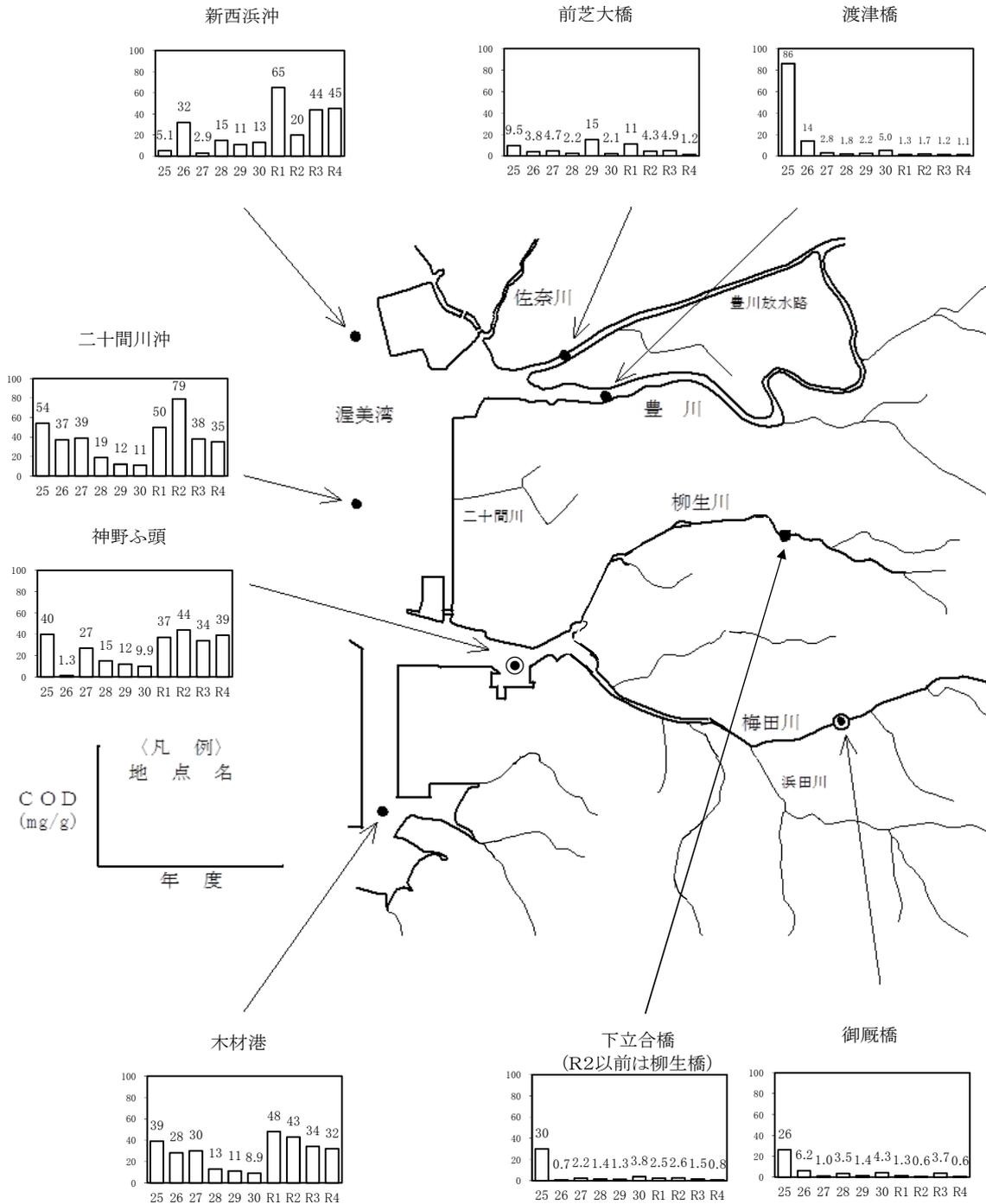
※1 定点調査とは、市内の同一地点において継続的に実施する調査。

※2 メッシュ調査とは、市内を約5km四方に区分し、その区域に設置されている井戸の中から、毎年度新たな調査井戸を選定し実施する調査。

(4) 底質調査結果

水底の底質を河川5地点、海域4地点において調査した結果、水銀及びPCBについての「底質の処理・処分等に関する指針」を超える地点はなかった。

ア. COD(底質)の経年変化



### 3. 水質汚濁防止法に基づく届出や排水規制について

「水質汚濁防止法」では、有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもので汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置している工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和 55 年 7 月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域内の日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、令和 5 年 3 月末現在、652 件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業 142 件、自動式車両洗浄施設 105 件、洗濯業 70 件が多く、この 3 業種及び施設で約半分となっている。排水基準規制対象となる特定事業場数は 161 件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は 89 件であった。

令和 4 年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延べ 101 件（88 事業場）実施した。その結果、排水基準の違反件数は 9 件であった。

排水基準違反を項目別で見ると BOD、SS、T-N、T-P 等であり、これらの排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理等について、文書による改善指導を 9 件実施した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき監視、指導を行っている。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第 3 条または第 4 条による採水立入調査を 10 件実施し、指導基準を超過した事業場に対して、文書による改善指導を 1 件実施した。

(1) 特定事業場数（小規模事業場を含む。）

号番号	業種 <sup>※1</sup> 及び施設名	排水量別事業場数				指定地域内の特定事業場数	第5条第3項有害物質使用特定事業場数	小規模事業場数	
		0～50m <sup>3</sup> 未満		50以上～400m <sup>3</sup> 未満	400m <sup>3</sup> 以上				合計
		規制対象外	規制対象 <sup>※2</sup>						
1の2	畜産農業又はサービス業	116	19	7		142	137		19
2	畜産食品製造業	9		4	3	16	16		
3	水産食品製造業	10		3	1	14	14		
4	野菜、果実原料の保存食品製造業	3		2		5	5		
5	みそ、しょう油等製造業	3		1	1	5	5		
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1		1		2	2		
10	飲料製造業	1				1	1		
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1		1	3	3		1
16	麺類製造業	2				2	2		
17	豆腐又は煮豆製造業	6				6	6		
18の2	冷凍調理食品製造業	2	1	1	1	5	5		1
19	紡績又は繊維製造業	1		1		2	2		
21の3	合板製造業	3				3	3		
22	木材薬品処理業	1				1	1		
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業				1	1	1		
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業	9	1			10	10		
33	合成樹脂製造業				2	2	2		
46	有機化学工業製品製造業（第28号から第45号に掲げる事業以外）	1				1	1		
47	医薬品製造業	1			1	2	2		
53	ガラス又はガラス製品製造業		3			3	3		3
54	セメント製品製造業	8				8	8		
55	生コンクリート製造業	8				8	8		
59	砕石業		3	2		5	5		3
61	鉄鋼業				1	1	1		
63	金属製品又は機械器具製造業	14		1		15	15		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設				1	1	1		
64の2	水道施設	3				3	3		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	7	5	5	1	18	18		3
66	電気めっき施設	1	4	1		6	6		3
66の3	旅館業	18	4	1		23	21		4
66の4	共同調理場	4				4	4		
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	2	1	4		7	7		
66の6	飲食業	4				4	4		
67	洗濯業	67	2	1		70	70		2
68	写真現像業	14	3			17	17		
68の2	病院		3	4		7	7		
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業				1	1	1		
69の2	卸売市場	1				1	1		
70の2	自動車特定整備業	10				10	10		
71	自動式車両洗浄施設	104		1		105	105		2
71の2	研究・試験・検査機関	1	11		1	13	13		
71の4	産業廃棄物処理施設	4		1		5	5		
71の5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設		3			3	3		
72	し尿処理施設		4	10	8	22	22		2
73	下水道終末処理施設				7	7	7		
74	特定事業場からの排水の処理施設	2	4			6	5		3
—	指定地域特定施設（浄化槽）	49		7		56	56		
	計	491	72	58	31	652	644	8	46

※1 業種とは「主たる業種」を示す。

※2 0～50m<sup>3</sup>の「規制対象」欄は、排水基準（上乘せ排水基準又は有害物質に係る一般排水基準）が適用される特定事業場数を示す。

## (2) 立入調査結果

### ア. 特定事業場

号番号	業種 <sup>※</sup> 及び施設名	水質調査立入			日間平均超過のおそれのある事業場延件数	違反項目
		事業場数	延件数	基準違反事業場延件数		
1の2	畜産農業又はサービス業	23	28	6		BOD、SS、T-N、T-P
2	畜産食料品製造業	4	6			
3	水産食料品製造業	3	3			
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	2	2			
5	みそ、しょう油等製造業					
9	米菓製造業又はこうじ製造業					
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1			
18の2	冷凍調理食品製造業	2	2			
19	紡績又は繊維製造業	1	1			
21	化学繊維製造業					
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1	3			
33	合成樹脂製造業	2	2			
47	医薬品製造業	1	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	2	2			
59	砕石業	4	4			
61	鉄鋼業	1	1			
63	金属製品又は機械器具製造業	1	1			
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設	1	1			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	9	10	1		Zn
66	電気めっき施設	5	5			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1	1			
67	洗濯業					
68の2	病院	3	3			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1			
70の2	自動車特定整備業					
71	自動式車両洗浄施設					
71の2	研究・試験・検査機関	1	1			
71の4	産業廃棄物処理施設					
71の5	トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタンによる洗浄施設					
72	し尿処理施設	11	14	2		BOD、T-P
73	下水道終末処理施設	7	7			
74	特定事業場からの排水の処理施設					
—	指定地域特定施設（浄化槽）	1	1			
	計	88	101	9	0	

※業種とは「主たる業種」を示す。

### イ. 公害防止協定締結事業場

事業場数	水質調査立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	延件数	延件数	違反項目	
130	18	18	1	Zn	1

### ウ. 小規模事業場

事業場数	水質調査立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	延件数	延件数	違反項目	
46	0	0	0	-	0

### (3) 水質総量規制制度

水質総量削減制度は、広域的な閉鎖性海域（伊勢湾、東京湾、瀬戸内海）の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する制度であり、昭和55年度以降、5年ごと8次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量を削減するための取組みを行ってきた。

この結果、伊勢湾の汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県は、環境省が定める総量削減基本方針に基づき、令和4年10月25日にCOD、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を削減するため、第9次総量削減計画を策定した。また、計画内における「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」のため、愛知県豊川浄化センター（豊橋市）及び愛知県矢作川浄化センター（西尾市）の窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準について、期間を限定して緩和する一部改正を行った。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの）には、COD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の遵守義務が課せられている。

#### ア. CODに係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度
負荷量 (トン/日)	(前)	172 (昭和54年度)	163 (昭和59年度)	153 (平成元年度)	136 (平成6年度)	122 (平成11年度)
	(後)	163 (昭和59年度)	153 (平成元年度)	136 (平成6年度)	122 (平成11年度)	104 (平成16年度)

区分		第6次	第7次	第8次	第9次
総量削減計画策定年月		平成19年6月	平成24年2月	平成29年6月	令和4年10月
目標年度		平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度
負荷量 (トン/日)	(前)	104 (平成16年度)	90 (平成21年度)	82 (平成26年度)	73 (令和元年度)
	(後)	90 (平成21年度)	82 (平成26年度)	73 (令和元年度)	70 (令和6年度) の目標

#### イ. 窒素含有量に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度
負荷量 (トン/日)	(前)	—	—	—	—	78 (平成11年度)
	(後)	—	—	—	—	70 (平成16年度)

※第5次より導入

区分		第6次	第7次	第8次	第9次
総量削減計画策定年月		平成19年6月	平成24年2月	平成29年6月	令和4年10月
目標年度		平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度
負荷量 (トン/日)	(前)	70 (平成16年度)	63 (平成21年度)	62 (平成26年度)	56 (令和元年度)
	(後)	63 (平成21年度)	62 (平成26年度)	56 (令和元年度)	55 (令和6年度) の目標

ウ. りん含有量に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度
負荷量 (トン/日)	(前)	—	—	—	—	8.7 (平成11年度)
	(後)	—	—	—	—	6.1 (平成16年度)

※第5次より導入

区分		第6次	第7次	第8次	第9次
総量削減計画策定年月		平成19年6月	平成24年2月	平成29年6月	令和4年10月
目標年度		平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度
負荷量 (トン/日)	(前)	6.1 (平成16年度)	5.0 (平成21年度)	4.9 (平成26年度)	4.5 (令和元年度)
	(後)	5.0 (平成21年度)	4.9 (平成26年度)	4.5 (令和元年度)	4.4 〔令和6年度〕 の目標

#### (4) 小規模事業場排水対策

昭和 56 年 2 月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が 50 m<sup>3</sup>未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。平成 15 年 10 月より、従来の COD に加え、窒素含有量及びりん含有量の指導値を設定し、対象業種の追加を行った。指導値及び事業場数を下表に示す。

ア. COD

項番号	1		2	
区分	特定事業場で日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 未満のもの		その他の もので日 平均排水 量が 20 m <sup>3</sup> 以上の もの	次に掲げる施設を有する事 業場等で、日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上のもの  (1) 特定給食施設、飲食店 の調理施設 (2) 段ボール製造業のコル ゲートマシン (3) 惣菜製造業、パン・菓 子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水 溶性油剤を使用する金属工作 機械 (5) 野菜、果実の洗浄、切 断等による加工を行う原料処 理施設、洗浄施設、脱水施設
	県条例による上乗せ排水 基準が適用されるもの			
	昭和 56 年 6 月 30 日に現 に設置され ているもの	昭和 56 年 7 月 1 日以降 に設置され ているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
COD の 指導値 (mg/L)	要領付表の業種区分に 応じた値 (注)		160	
	表第 3 欄の (1) の値	表第 3 欄の (2) の値		
事業場数	20	23	3	0

イ. 窒素含有量・りん含有量

項番号	1		2	
区分	特定事業場で日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 未満のもの		その他の もので日 平均排水 量が 20 m <sup>3</sup> 以上の もの	次に掲げる施設を有する事業 場等で、日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上のもの  (1) 特定給食施設、飲食店 の調理施設  (2) 段ボール製造業のコル ゲートマシン  (3) 惣菜製造業、パン・菓 子製造業の洗浄施設  (4) 金属製品等製造業で水 溶性油剤を使用する金属工作 機械  (5) 野菜、果実の洗浄、切 断等による加工を行う原料処 理施設、洗浄施設、脱水施設
	県条例による上乗せ排水 基準が適用されるもの			
	平成 15 年 3 月 31 日に現 に設置され ているもの	平成 15 年 4 月 1 日以降 に設置され ているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
窒素含有 量・りん含 有量の指導 値 (mg/L)	要領付表の業種区分に 応じた値 (注)		窒素含有量 : 120 りん含有量 : 16	
	表第 3 欄の (1) の値	表第 3 欄の (2) の値		
事業場数	36	7	3	0

(5) 水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく届出件数

届出書の種類		件数	
法第5条	第1項（特定施設設置届出書）	22	
	第2項（特定施設設置届出書）	0	
	第3項 （特定施設設置届出書）	有害物質使用特定施設	3
		有害物質貯蔵指定施設	0
法第6条	第1項（特定施設使用届出書）	0	
	第2項（特定施設使用届出書）	0	
	第3項（排出水の排出系統別の汚染状態及び量の届出書）	0	
法第7条	（特定施設変更届出書）	16	
法第10条	（氏名等変更届出書）	69	
	（特定施設使用廃止届出書）	22	
法第11条	第3項（承継届出書）	1	
法第14条	第3項（汚濁負荷量測定手法届出書）	7	